

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

レシートを活用した市内飲食店利用促進事業業務委託

2 委託期限

契約の日から令和4年3月31日まで

3 業務目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、神奈川県の実情に即して、休業又は夜間営業時間の短縮に協力いただき、厳しい経営状況にある飲食店を支援するため、ワクチン接種の進展に合わせて外食需要や消費意欲が高まることを受け、市内飲食店（※）の利用を促進することを目的とし、レシートを活用した市内飲食店利用促進事業（以下、「レシ活チャレンジ」という）を実施します。

※市内飲食店とは、以下のア～ウを全て満たすものを言う。

ア まん延防止等重点措置や緊急事態宣言により影響を受けた、食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等

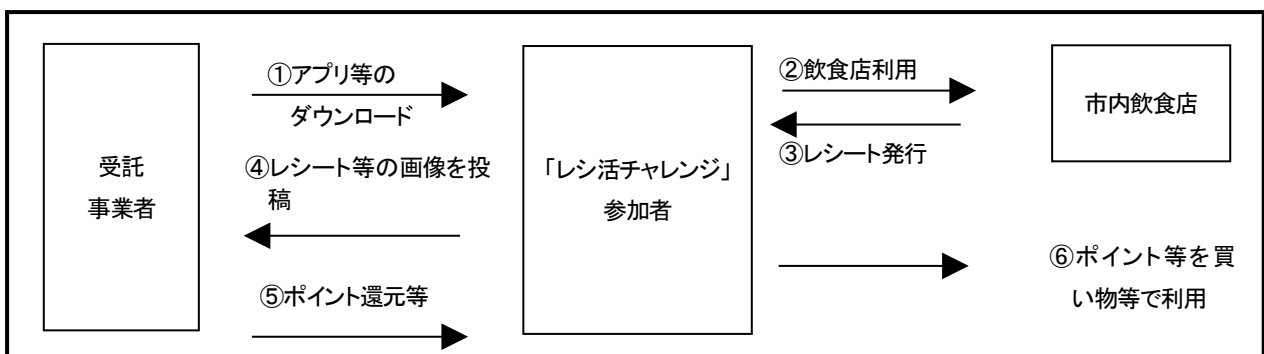
イ 神奈川県の「感染防止対策取組書（業種：飲食店等）」を掲示していること

（「感染防止対策取組書」（以下、「取組書」という）とは、店舗・設備等が、業種ごとに定められた感染対策のガイドラインに沿った対策を行っていることを示すため、感染防止対策や店名、業種等を神奈川県に登録し発行されるもの。）

ウ 店名・住所（もしくは市外局番 045 を含む電話番号）が印字されたレシートを発行している

4 業務概要

(1) 「レシ活チャレンジ」概要



① 「レシ活チャレンジ」参加者（以下、参加者という）は、受託事業者が提供するスマートフォンアプリ等（以下、アプリ等という）をダウンロード

② 参加者が、市内飲食店を利用

③ 飲食店が、レシートを発行

④ 参加者はレシート、「取組書」等を写真撮影しアプリ等で投稿

⑤ レシート記載の利用金額の5%分のポイント還元等（実施期間中の一人あたり累計上限額1万円）をアプリ等で参加者が受け取る

⑥ 参加者は、アプリ等に蓄積されるポイントを買い物で利用したり、キャッシュバックを受けた

りすることができる

(2) 「レシ活チャレンジ」実施期間

ア ポイント還元期間

令和3年12月1日から令和4年2月28日まで。ただし、期限を待たず予算上限に達した場合には、その時点で終了します。

イ 景品発送期限

令和4年3月25日まで

(3) 業務委託にかかる価格

ア 事業費（ポイント還元原資）

2億円

イ 事務費（上限）

3,000万円（税込）

【内訳】

(ア) ポイント還元等の事務処理（システム開発、運用等）

・アプリ等開発・改修費用

レシート写真・感染防止対策取組書の写真の投稿や、アプリ等内でポイントを付与するための開発または改修のための費用

・システム運用費用

構築されたアプリ等を運用（画像認証処理、情報の整理・管理、ポイント付与等）するための費用

・データ分析の費用

本事業の利用結果を分析する費用

(イ) 事業広報費

・景品贈呈事務

市内飲食店で一定額以上を利用した「レシ活チャレンジ」参加者（以下、参加者）に対し抽選を行い、景品を購入、発送するための費用

・「レシ活チャレンジ」の広告費用

市内の飲食店の利用促進に向けて、専用ホームページの作成やその他広報、市民に「レシ活チャレンジ」を広く周知するための費用

・問合せ対応の費用

アプリ等の利用方法や「レシ活チャレンジ」の参加方法についての問合せに対応する窓口の設置費用や人件費等

ウ 提案書に添付する企画書及び参考見積書は、上記ア、イを上限額と想定して作成してください。

5 委託業務内容

(1) アプリ等を通じたレシート写真等の読み取りによる、参加者へのポイント還元やキャッシュバック等

レシートや「取組書」等の投稿や内容の確認ができるアプリ等を作成し、参加者の投稿したレシート写真等を確認し、ポイント還元やキャッシュバック等を行うこと。また、想定される不正行為等を防止すること。

(2) 市内飲食店で25,000円以上を利用した参加者への抽選の実施と景品の発送

市内飲食店で25,000円以上を利用した参加者へ抽選の実施し、当選者100人を決定のうえ、景品の発送を行うこと。なお、景品については、市内商店街の商品等から選び、最高額は25,000円相当のものを手配すること。ただし、景品の内容の詳細については本市と協議の上決定します。

(3) 「レシ活チャレンジ」参加者属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析

アプリ等登録情報、投稿されたレシート、「取組書」、アンケート等の方法により、参加者の属性情報

を分析し、市内飲食店の状況についてのデータを委託者に成果物として提出すること。

(4) 広報や問合せ対応等のその他業務

利用者・市内飲食店に向けた事業の広報を行うこと。また利用者・市内飲食店からの問合せ対応等、事業を行うにあたって必要となる業務を実施してください。

6 成果物

本業務の成果物は次に定めるものとし、当委託業務完了後に本市に提出すること。期限は令和4年3月31日とします。なお、成果物及びその著作権は本市の所有とします。

(1) 以下のデータについて CD-ROM 等の記憶メディアにて納品 2部

- ア 報告書データ
- イ 収集したデータ一覧
- ウ データ分析結果
- エ 問い合わせ対応記録
- オ ポイントの利用状況のデータ

7 条件・仕様

その他仕様は別添仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容に加えて、事業実施に際し効果的と考えられる内容がある場合には、提案書にて提案してください。

8 その他

(1) 契約時の仕様書の確定

提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、仕様書の内容を調整の上、契約を締結するものとします。